

# High School Human Rights

( 高校人権教育通信 第 29 号 ) 令和元年 ( 2019 年 ) 10 月 3 日

発行 長野県教育委員会事務局 心の支援課

発行人 松村 明 (心の支援課長)

MAIL kokoro@pref.nagano.lg.jp

## 「インターネットによる人権侵害」について考えてみましょう

インターネットには、掲示板やSNSなどコミュニケーションの輪を広げる便利な機能があり、その利用が進んでいます。しかし一方で、発信者に匿名性があり、情報発信が技術的・心理的に容易にできるといった面があることから、その利用に際して、他人の人権を侵害してしまう事件が発生しています。学校においては、インターネット上で起こり得る人権侵害についての理解を深め、ルールやモラルを守った責任ある利用を促していくことが大切です。

### 人権侵害の状況について

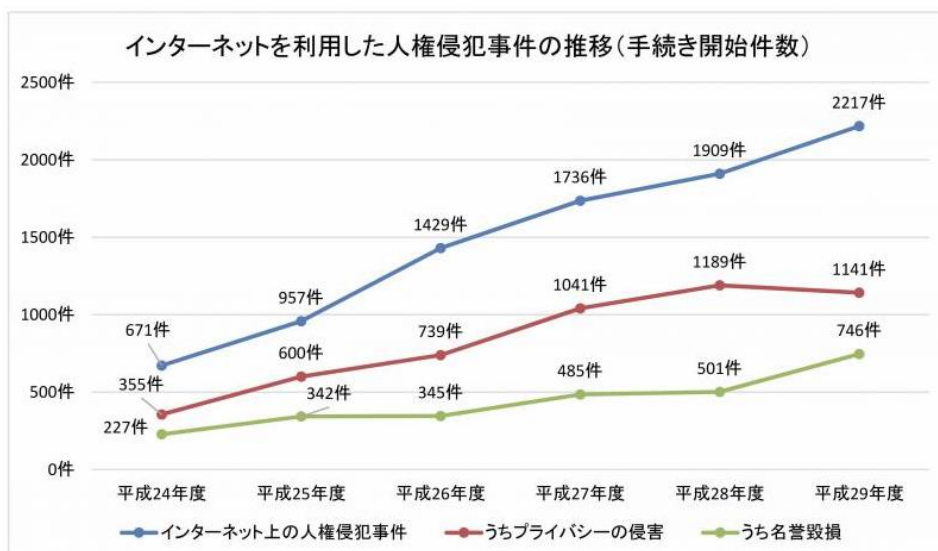
ある事件では、主犯の容疑者A(男)と共犯の容疑者B(女)の映像がネット上で広まりました。この際、事件とは全く関係ないCさんが容疑者Bであるとしてネット上に名前をさらされ、代表を務める会社に電話が殺到するなどの被害を受けました。事態に気付いたCさんはSNS上で「完全に事実と異なる」というメッセージを出したものの被害は収まらず、業務にも支障が出たということです。



Cさんが間違われた理由として、面識のない容疑者AがCさんのSNSのアカウントをフォローしていたこと、容疑者Bが身につけていたサングラスや洋服が、CさんがSNSで公開していたものと似ていたことが考えられるということです。

上記の事例ではいくつかの問題点が指摘できますが、ここではCさんの被害について考えてみましょう。Cさんは、事実無根の書き込みが発端でいわれのない中傷電話などに苦しめられました。このようなインターネット上の人権侵害が後を絶ちません。

右図は、人権擁護機関である全国の法務局・地方法務局が処理したインターネットを利用した人権侵犯事件数の推移を示したものです。その数は毎年増加しており、その内訳の大半は、**プライバシーの侵害と名誉毀損**となっています。



[長野県人権・男女共同参画課HPより]

### インターネット上の主な人権侵害

#### (1) プライバシーの侵害

個人情報や私生活の事実に関わる内容を、本人に無断で掲載すること。  
掲載された内容が事実であればあるほど、被害者にとってダメージが大きくなります。



## (2) 名誉毀損

事実を摘示（あばき示すこと）することによって、相手の社会的評価を低下させること。虚偽の事実を提示する行為が典型ですが、社会的評価を低下させるものであれば、たとえ内容が真実であっても名誉毀損が成立する可能性があります。

	名誉毀損	侮辱
(例)	「彼は前科者だ」	「彼は馬鹿だ」
根拠	刑法 230 条	刑法 231 条

## (3) 侮辱

事実を摘示しなくても、むやみに相手を罵倒するなど軽蔑や侮辱をする行為。



## (4) 差別

差別意識や誤った認識を広めることを目的に、有害情報を発信する行為。

同和問題、外国人問題、女性問題・・・などあらゆる差別事象が問題になります。

## (5) その他

脅迫、ネットいじめ、児童ポルノ、様々なハラスメントなどがあります。

### 「インターネットによる人権侵害」の特徴と課題

#### インターネット上に書き込まれると・・・

- ・その内容はすぐに広まります  
[拡散性]
- ・完全に消すことは容易ではありません  
[記録性]

#### 結果として・・・

- ・不特定多数の人々の目にさらされます
- ・書き込まれた人の尊厳を傷つけ、社会的評価の低下をまねきます
- ・被害の回復が困難な損害を与えます

### 「インターネットによる人権侵害」を防ぐために



- 他人のプライバシーに関わる情報を書き込まない！
- 他人を誹謗中傷する内容を書き込まない！
- 差別的な発言を書き込まない！
- 安易にあいまいな情報を書き込まない！

書き込みが不特定多数の人に見られる可能性があるということを意識しましょう

他人を傷つけたり、いじめたりすることは、インターネットの内外に関わらず許されることではありません。インターネットでつながった先にいるのは、心をもつ生身の人間であることを忘れてはなりません。インターネット上でコミュニケーションする際には、相手の顔が見えないからこそ、直接接するとき以上に、相手の人権を意識し、尊重することが大切になります。

インターネットに関わる情報モラル教育は、「情報社会で適正な活動を行うためのもとなる考え方と態度」を育てるものです。生徒自身で判断して行動できる力と態度を育てるために、学校教育全体(特別活動[ホームルーム活動や生徒会活動、学校行事]や総合的な学習の時間をはじめ、各教科・科目等の指導)を通して取り組むことが大切です。各学校では全教職員が課題意識を共有して、教科横断的な取組を計画的に実施しましょう。

## 生徒自身の主体的なルールづくりを進めましょう

県教育委員会では今年も9月28日(土)に「高校生ICTカンファレンス2019長野大会」を開催しました。県下各地から11校45名の生徒が集まり、テーマ「人はなぜSNSを使うのか?～改めて考えるSNSの使い方～」について話し合い、学校ごとに発表しました。(※大会の様子は今後、別途報告する予定です。)



教職員や保護者からの押し付けではなく、生徒自らがインターネット利用のあり方を主体的に考えることは大変有意義なことです。各学校でも生徒による主体的なルールづくりなどを進めましょう。